

高岡市スポーツ少年団表彰規程

(目 的)

第1条 この規程は、高岡市スポーツ少年団本部（以下「少年団本部」という。）の普及・振興に貢献し、少年団活動の模範として、推奨するに足りると認められる者を表彰するに必要な事項を定めることを目的とする。

(表 彰)

第2条 少年団本部は、次の各号の何れかに該当する団体又は個人を表彰する。

- (1) 少年団本部の発展又は単位団の育成に、少年団登録者として多年尽力し、その功績が顕著と認めた者。
- (2) 少年団本部が、表彰することを適当と認めた者。

(表彰の方法)

第3条 表彰は、表彰状を授与して行う。

(追 彰)

第4条 第2条各号の何れかに該当する者が、その表彰前に死亡した場合は追彰することができる。

(時 期)

第5条 表彰は、毎年開催される高岡市スポーツ少年団大会時に行う。ただし、本部長が必要と認める場合は、随時行うことができる。

(感謝状)

第6条 第2条で定めるもののほか、本部長が必要と認めた場合は、感謝状を贈ることができる。

(細 則)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

(附 則)

この規程は、平成3年6月19日から施行する。

〔一部改正〕平成8年6月19日

〔一部改正〕平成19年5月16日

〔一部改正〕令和6年8月27日

高岡市スポーツ少年団表彰規程細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、高岡市スポーツ少年団表彰規程（以下「表彰規程」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(表彰基準)

第2条 表彰規程第2条の表彰基準は、次のとおりとする。

- (1) 通算10年以上にわたり、高岡市スポーツ少年団本部（以下「少年団本部」という。）活動の普及・振興に少年団登録者として貢献し、その功績が特に顕著と認められる者
- (2) 少年団本部の活動に指導的役割を果し、その功績が顕著と認められる者
- (3) 単位団活動が他の範として、その功績が顕著と認められる者

(推薦と審議)

第3条 被表彰者は、本部役員又は部会・登録単位団からの推薦により理事会で選考し、本部長が決定する。

(表彰の重複)

第4条 被表彰者は、重ねて同一の表彰を受けることはできない。

(附 則)

〔一部改正〕 平成19年5月16日

〔一部改正〕 令和4年2月14日

〔一部改正〕 令和5年10月19日

〔一部改正〕 令和6年8月27日